

景観形成重点地区	
景観形成重点地区の名称	はりまや橋西景観形成重点地区
位置	高知市はりまや町一丁目の一部
区域	別図の区域

地区指定の主旨	当地区は、高知市の中心商業地に位置し、高知城から九反田へと続くオープンモールの一環として整備されたはりまや橋公園に隣接する。公園と調和した統一感ある町並みの形成を図ることにより、観光拠点として再整備されたはりまや橋の魅力を高めるとともに、個性的で活力ある商業地の形成を図ることを目的に景観形成重点地区の指定するものである。
---------	---

1 はりまや橋西景観形成重点地区整備計画

		A地区（別図の区域）	B地区（別図の区域）
都市美形成の目標 「めざすべき将来像」	うるおいのある，やさしい街		
	個性と歴史を感じる街		
	回遊性のある多面的な街		
	公園と調和した街		
	市民が誇れる街		
	観光客が心ときめく街		

<p>はりまや橋公園の醸し出す雰囲気,京町の歴史・伝統といった背景,地域の方向性「本物志向」を考慮し,当地区の共通コンセプトを“大正ロマン”とする。</p>	<p>A地区(別図の区域)</p>	<p>B地区(別図の区域)</p>	
<p>都市美形成の整備方針 「目標を実現するためにどのようなことをするのか」</p>	<p>自分たちのまち「京町」への“愛着”を意識する。</p>		
	<p>まちを歩くだれもが「心地よさ」を感じる空間を演出する。</p>		
	<p>伝統ある京町のイメージ・存在感(大正ロマン)を感じるまちなみデザイン,演出とする。</p>		
	<p>半公共的なゆとりの空間を創出し,多様なコミュニケーションの場を生み出す。</p>		
	<p>はりまや橋公園を活用し,商業空間の魅力化に努める。</p>		
	<p>「まちに住む」新しいライフスタイルを構築する。</p>		
	<p>「はりまや橋」を大切にしたいデザイン,演出を行う。</p>		

2 はりまや橋西景観形成重点地区整備基準

区分	まちなみのデザイン要素		A地区 (別図の区域)	B地区基準 (別図の区域)
敷地・用途	ア	敷地・建物の規模		<ul style="list-style-type: none"> ・今の敷地形態から、少しでもゆとりある空間をとるよう配慮する。 ・建て替えや改修の際でも、協調建て替えを行うなど空間としてのまとまりを生み出す。
	イ	有効空地の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・建て替えのときには、公園に面して壁面を後退したり通り抜け通路を確保するなどして、まちにゆとりとコミュニケーションの場を提供する。 ・ゆとりの空間には緑化や‘あそび’を創出し、歩いて楽しいまちをつくる。
	ウ	建物用途・利用形態		<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は商業地にふさわしい、にぎわいを生み出す店舗を配置し、公園側からの出入りが可能な建物形態とする。 ・公園を歩く人にも店のにぎわいが感じられるよう、出入り口やショーウィンドーを開放的なものにする。 ・上層部には居住機能を配置し、住む人もまちを歩く人も、心地よくなれる雰囲気づくりに努める。
建物	エ	高さ・階高		<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さや階高は、まちなみの美しさを損なわないよう配慮する。
	オ	形態・ファサード		<ul style="list-style-type: none"> ・“大正ロマン”をまちなみのイメージとして感じられるような、まとまりのある雰囲気を生む表情づくりに努める。
	カ	色彩・素材		<ul style="list-style-type: none"> ・良質で耐久性に優れた材料でしあげ、落ち着いた雰囲気を演出する。(外壁は石・レンガ張りを基本とし、できるだけ本物を使用する。) ・極端なデザインや色彩は避け、素材を活かしたシックで落ち着いたイメージで仕上げる。 ・建物の色彩は、周辺エリア全体としてのまとまりを考慮して計画する。 ・まちの“テーマカラー”をアクセントとして用いる。

区分	まちなみのデザイン要素		A地区 (別図の区域)	B地区基準 (別図の区域)	
付 属 物	キ	建築設備		・建築設備は直接見えないように工夫して設置する。	
	ク	自動販売機		・まちなみのイメージを考慮し、できるだけ設置しない。(ただし、まちなみのイメージを壊さない配慮がなされているものについては設置可能とす	
	ケ	広告物	共通事項		・公園にはみださない形態とする。 ・まちなみや店のイメージを高めるようなデザインとする。 ・建物やまちなみと調和させ、できるだけ集約する。 ・まちなみの連続性を乱さないようにする。
			屋上広告物		・建物一棟に一カ所とする。 ・広告物を支持する支柱等は見えない工夫をする。 ・自己用に表示するものを原則とする。 ・公園北側は原則的に設置しない。
			突出広告板		・ファサードに一カ所とする。 ・突き出し幅は、取り付け面から1m以内とする。
			壁面広告物		・ファサードに一カ所とする。
			窓面広告物		・ガラス面などへの設置は、3階以上には行わない。
独立広告物		・集合化に努める。 ・まちなみの全体イメージと調和したデザインとする。			
そ の 他	コ	植栽		・建物低層部やオープンスペース、バルコニー、窓辺等には積極的に緑を生み出す。	
	サ	夜景		・ショーウィンドーやオープンスペースはライトアップなどにより通りに魅力を与えること。	
	シ	維持管理		・だれもが快適さを感じるように、まちなみの維持管理に努める。	



凡 例

A 地区	図に示す番号 ①から⑩までの各地点を順次結んだ線及び⑩⑨⑧⑦⑥を結んだ線に接する敷地又は空地
B 地区	図に示す番号⑩⑪⑫⑬を結んだ線及び⑬⑭⑮⑯⑰⑱を結んだ線に接する敷地又は空地